

◎佐賀県条例第36号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(過料) 第21条 略</p>	<p>(過料) 第21条 略 <u>(駐車場等における自動車の放置の禁止)</u> 第22条 何人も、正当な理由なく、自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）を駐車場その他の空港内の一般の利用に供するための土地（次条第1項、第24条第1項及び第26条第3項において「駐車場等」という。）に放置（自動車を正当な権原に基づき置くことを認められた場所以外の場所に置くことをいう。以下同じ。）し、若しくは放置させ、又はこれを放置し、若しくは放置させようとする者に協力してはならない。 2 前項の規定の適用については、規則で定める場合を除き、引き続き30日を超えて駐車場に置かれている自動車は、放置し、又は放置させているものとみなす。 <u>(放置自動車の調査等)</u> 第23条 知事は、放置自動車（駐車場等に放置されている自動車をいう。以下同じ。）があるときは、当該職員に、当該放置自動車の状況、所有者等（自動車の所有権、占有権若しくは使用权を有する者又は自動車を放置し、若しくは放置させた者をいう。以下同じ。）その他の自動車に関する事項を調査させるとともに、当該放置自動車の撤去を促すために警告書を当該放置自動車に貼り付けさせることができる。</p>

改正前	改正後
	<p>2 知事は、<u>放置自動車があるときは、当該放置自動車が置かれていた場所を管轄する警察署にその旨を通報するものとする。</u></p> <p>3 知事は、<u>第1項の規定により放置自動車を調査させる場合において、当該放置自動車の車外からの調査では所有者等が判明しないときは、当該職員に、当該放置自動車が施錠されている場合にあっては当該施錠を解錠させ、その目的を達成するため必要な範囲内で、当該放置自動車の車内を調査させることができる。</u></p> <p>4 <u>第1項及び前項の規定による調査をする当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</u></p> <p>5 <u>第1項及び第3項の規定による調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</u> <u>(放置自動車の移動、保管等)</u></p> <p>第24条 <u>知事は、前条第1項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から起算して14日を経過した日以後引き続き当該放置自動車が置かれている場合において、駐車場等の利用上又は管理上の支障が生じるおそれがあると認めるときは、自ら指定する場所に当該放置自動車を移動し、保管することができる。ただし、当該放置自動車を移動させなければ駐車場等の利用上又は管理上の著しい支障が生じるおそれがある場合は、当該期限前においても当該放置自動車を移動することができる。</u></p> <p>2 <u>知事は、前項の規定により放置自動車を移動し、保管した場合は、当該放置自動車の所有者等に対し、規則で定めるところにより、その旨を通知するものとする。ただし、当該放置自動車の所有者等が判明しない場合（所有者等の住所又は居所が判明しない場合を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、その旨を公示するものとする。</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>(勧告)</u></p> <p><u>第25条</u> 知事は、第23条第1項及び第3項の規定による調査により放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、当該放置自動車の撤去その他必要な措置を講ずることを勧告することができる。次条第2項の規定により告示した後放置自動車の所有者等が判明したときも、同様とする。</p> <p><u>(放置自動車の引渡し)</u></p> <p><u>第26条</u> 知事は、第23条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、当該放置自動車^が次の各号のいずれにも該当するときは、当該放置自動車を使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。次項、第4項及び次条において同じ。）とみなして引取業者（同法第2条第11項に規定する引取業者をいう。以下この条において同じ。）に引き渡すことができる。</p> <p>(1) <u>道路運送車両法第11条第1項の規定により自動車登録番号標を取り付けなければならないこととされている自動車にあつては、次のいずれかに該当すること。</u></p> <p><u>ア 自動車登録番号標が取り外されていること。</u></p> <p><u>イ 自動車登録番号標の表示内容が読みとれないこと。</u></p> <p><u>ウ 道路運送車両法第15条第1項若しくは第5項の規定による永久抹消登録、同法第15条の2第1項の規定による輸出抹消仮登録又は同法第16条第1項の規定による一時抹消登録がなされていること。</u></p> <p>(2) <u>道路運送車両法第73条第1項の規定により車両番号標を表</u></p>

改正前	改正後
	<p>示しなければならないこととされている自動車にあっては、当該車両番号標が取り外されていること又はその表示内容が読みとれないこと。</p> <p>(3) 自動車の走行に必要な装置の主要な部分が破損し、若しくは腐食し、又は失われていること。</p> <p>2 知事は、前項の規定により放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を告示するものとする。</p> <p>3 知事は、第23条第1項及び第3項の規定による調査を行ったにもかかわらず、放置自動車の所有者等が判明しない場合において、同条第1項の規定により警告書を貼り付けた日の翌日から起算して1月以上経過し、かつ、駐車場等の利用上又は管理上の支障が生じているとき（第1項の規定により放置自動車を引取業者に引き渡した場合を除く。）は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を告示するものとする。</p> <p>(1) 警告書を貼り付けた日</p> <p>(2) 放置されている場所（第24条第1項の規定により保管している場合にあつては、放置されていた場所及び保管している場所）</p> <p>(3) 車名、塗色又は自動車登録番号</p> <p>(4) 放置自動車内に放置されている物件に係る表示</p> <p>(5) 告示後の取扱い</p> <p>(6) その他規則で定める事項</p> <p>4 知事は、前項の規定により告示した日の翌日から起算して3月を経過した日以後において、当該放置自動車を使用済自動車とみなして引取業者に引き渡すことができる。</p> <p>（費用の請求）</p>

改正前	改正後
<p>(規則への委任) 第22条 略</p>	<p>第27条 知事は、第24条第1項の規定により放置自動車を移動し、 保管した場合又は前条の規定により使用済自動車を引き渡した場合において、当該放置自動車の所有者等が判明したときは、当該所有者等に対し、その移動、保管及び引渡しに要した費用を請求することができる。 (規則への委任) 第28条 略</p>

附 則
この条例は、令和2年10月1日から施行する。